



2019 年 6 月

お客様各位

山九株式会社
国際物流推進部
マーケティング G

香港経由自社混載サービス Low Sulphur Surcharge 導入のご案内

毎々格別なるお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

MARPOL 条約（船舶による汚染の防止の為の国際条約）の規制強化に基づき、各船社では低硫黄燃料の使用または除去装置設置等の措置を開始しておりますが、この対応のためのコストについて荷主に公平に負担を依頼するという方針になってきております。

弊社は非導入船社の選定など企業努力によりこれを吸収すべく努力して参りましたが、ほぼすべての船社が徴収する状況となり、これを受けてやむを得ずこの度下記の通り

Low Sulphur Surcharge (LSS) を導入させて頂くことに致しました。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 費用項目

Low Sulphur Surcharge (LSS)

2. 適用対象

香港経由輸出混載サービス

- ① 香港 DOOR サービス
- ② 香港経由華南 DOOR サービス
- ③ 香港経由珠江デルタ向けサービス
- ④ SANCs GLOBAL サービス

* 香港止め貨物については揚げ地にて CONSIGNEE 様のご負担となります。

3. 料率

US\$2.00/FT

4. 適用開始日

2019 年 7 月 1 日以降香港入出港本船より

ご不明点がございましたら、山九株式会社 国際物流推進部 マーケティンググループ (TEL : 03-3536-3418) まで、お問い合わせ下さいますようお願い致します。

以上